

---

# 東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間再伸長の公示について

---

東日本大震災に伴う自動車検査証の有効期間再伸長については、平成23年4月5日にプレス発表しているところですが、4月10日に青森、岩手、宮城、福島各運輸支局において別紙写しのとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、対象地域及び対象車両については各公示のとおりとなりますが、岩手県、宮城県、福島県は県内全域に使用の本拠の位置を有する全ての自動車が有効期間再伸長の対象となり、その中には災害復旧等車両も含まれることとなります。

# 公 示

## 公示第1号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、平成23年5月11日をもって満了するものとする。

- 一 青森県八戸市及び上北郡おいらせ町に使用の本拠の位置を有する自動車
- 二 当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年4月10日

国土交通省東北運輸局青森運輸支局長

# 公 示

## 公示第1号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、平成23年5月11日をもって満了するものとする。

- 岩手県内に使用の本拠の位置を有する自動車

平成23年4月10日

国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長

# 公 示

## 公示第1号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、平成23年5月11日をもって満了するものとする。

- 宮城県内に使用の本拠の位置を有する自動車

平成23年4月10日

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長

# 公 示

公示第59号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年5月10日までのものは、平成23年5月11日をもって満了するものとする。

○ 福島県内に使用の本拠の位置を有する自動車

平成23年4月10日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長